

トマト加工品の表示に関する公正競争規約 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第31条第1項</u>の規定に基づき、トマト加工品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「トマト加工品」とは、トマトピューレー、トマトペースト、トマトジュース、トマトミックスジュース、トマト果汁飲料、トマトケチャップ、トマトソース、トマトミックスソース、チリソース、固形トマト、その他トマトを主原料とした食品（製品に占めるトマトの割合が全重量の51パーセント以上のものをいう。）をいう。</p> <p>(1) この規約で「トマトピューレー」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24パーセント未満のもの</p> <p>イ アにトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24パーセント未満のもの</p> <p>(2) この規約で「トマトペースト」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトのうち、無塩可溶性固形分が24パーセント以上のもの</p> <p>イ アにトマト固有の香味を変えない程度に少量の食塩、香辛料、たまねぎその他の野菜類、レモン又はpH調整剤を加えたもので無塩可溶性固形分が24パーセント以上のもの</p> <p>(3) この規約で「トマトジュース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア トマトを破碎して搾汁し、又は裏ごしし、皮、種子等を除去したもの（以下「トマトの搾汁」という。）又はこれに食塩を加えたもの</p> <p>イ 濃縮トマトを希釈して搾汁の状態に戻したも</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第11条第1項</u>の規定に基づき、トマト加工品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

変更後	変更前
<p>の又はこれに食塩を加えたもの</p> <p>(4) この規約で「トマトミックスジュース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア トマトジュースを主原料とし、これにセルリー、にんじんその他の野菜類を破碎して搾汁したの又はこれを濃縮したものを希釈して搾汁の状態に戻したものを加えたもの</p> <p>イ トマトジュースを主原料とするもので、アに食塩、香辛料、砂糖類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。以下同じ。）<u>、</u>調味料（アミノ酸等）等（野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。）以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(5) この規約で「トマト果汁飲料」とは、次に掲げるもののうち、トマトの搾汁が 50 パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア トマトの搾汁を希釈したもの</p> <p>イ 濃縮トマトを希釈してトマトの搾汁を希釈した状態となるもの</p> <p>ウ ア又はイに食塩、砂糖類又は香辛料等を加えたもの</p> <p>(6) この規約で「トマトケチャップ」とは、次に掲げるもので可溶性固形分が 25 パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマトに食塩、香辛料、食酢、砂糖類及びたまねぎ又はにんにくを加えて調味したもの</p> <p>イ アに酸味料、調味料（アミノ酸等）<u>、</u>糊料等（たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(7) この規約で「トマトソース」とは、次に掲げるもので可溶性固形分が 8 パーセント以上 25 パーセント未満のものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したもの</p> <p>イ アに食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）<u>、</u>糊料等（野菜類以外の農畜水産物を除く。）を加えたもの</p> <p>(8) この規約で「トマトミックスソース」とは、次</p>	<p>(4) この規約で「トマトミックスジュース」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ トマトジュースを主原料とするもので、アに食塩、香辛料、砂糖類、酸味料（かんきつ類の果汁を含む。以下同じ。）<u>又は</u>調味料（アミノ酸等）等（野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。以下同じ。）以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(5) （略）</p> <p>(6) この規約で「トマトケチャップ」とは、次に掲げるもので可溶性固形分が 25 パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ アに酸味料、調味料（アミノ酸等）<u>又は</u>糊料等（たまねぎ及びにんにく以外の農畜水産物並びに着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(7) この規約で「トマトソース」とは、次に掲げるもので可溶性固形分が 8 パーセント以上 25 パーセント未満のものをいう。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ アに食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）<u>又は</u>糊料等（野菜類以外の農畜水産物を除く。）を加えたもの</p> <p>(8) （略）</p>

変更後	変更前
<p>に掲げるものをいう。</p> <p>ア 濃縮トマト又はこれに皮を除去して刻んだトマトを加えたものに、食塩及び香辛料を加えて調味したものであって、第7号のアに該当しないもの</p> <p>イ 第7号のア又は第8号のアに食酢、砂糖類、食用油脂、酒類、たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類、果実、畜肉、魚肉又はこれらの加工品、酸味料、調味料（アミノ酸等）、糊料等を加えたものであって、第7号のイに該当しないもの</p> <p>(9) この規約で「チリソース」とは、次に掲げるもので、可溶性固形分が25パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア トマトを刻み、又は粗く碎き、種子の大部分を残したまま皮を除去した後濃縮したもの（固形状のものを除く。）に食塩、香辛料、食酢及び砂糖類を加えて調味したもの</p> <p>イ アにたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）、カルシウム塩等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(10) この規約で「固形トマト」とは、全形若しくは立方形等の形状のトマトに充てん液を加え、又は加えないで加熱殺菌したものをいう。</p> <p>(11) この規約で「その他のトマトを主原料とした食品」とは、全国トマト加工品業公正取引協議会の承認を得たものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、トマト加工品を製造・加工し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はトマト加工品の製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するものをいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するトマト加工品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、<u>容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）</u>による広告その他の表示及びこれら</p>	<p>に掲げるものをいう。</p> <p>(9) この規約で「チリソース」とは、次に掲げるもので、可溶性固形分が25パーセント以上のものをいう。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ アにたまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類、酸味料、調味料（アミノ酸等）<u>又は</u>カルシウム塩等（野菜類以外の農畜水産物及び着色料を除く。）を加えたもの</p> <p>(10) ・(11)（略）</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、トマト加工品を製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はトマト加工品の製造を他に委託して自己の商標若しくは会社名を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に参加するものをいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するトマト加工品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、<u>容器又は包装</u>による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p>

変更後	変更前
<p>に添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、トマト加工品の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、トマト加工品の<u>容器包装</u>に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 固形トマトにあつては、形状</p> <p>(3) 原材料名・<u>添加物</u></p> <p>(4) 内容量</p> <p>(5) 賞味期限</p> <p>(6) <u>保存の方法</u></p> <p>(7) トマト加工品においてその使用上特に注意しなければならない事項がある場合にあつては、使用上の注意</p> <p>(8) 輸入品にあつては、原産国名</p> <p>(9) <u>食品関連事業者</u>の氏名又は名称及び住所</p> <p><u>(10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</u></p> <p>2 事業者は、施行規則に定めるところにより、トマト加工品の<u>容器包装</u>に、次に掲げる事項を、商品名の表示と同一視野内に入る場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p>	<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、トマト加工品の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、トマト加工品の<u>容器又は包装</u>に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 原材料名</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>保存方法</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) <u>製造者等</u>の氏名又は名称及び住所</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 事業者は、施行規則に定めるところにより、トマト加工品の<u>容器又は包装</u>に、次に掲げる事項を、商品名の表示と同一視野内に入る場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。</p>

変更後	変更前
<p>(1) トマトピューレー及びトマトペーストにあっては、トマトの搾汁を濃縮した度合い</p> <p>(2) 濃縮トマトを原料としたトマトジュースにあっては、濃縮トマトを使用している旨</p> <p>(3) トマト果汁飲料にあっては、<u>トマトの搾汁</u>の含有率</p> <p><u>3 事業者は、栄養成分の量及び熱量並びに食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第2項に定める事項の表示について、同基準に定めるところにより表示しなければならない。</u></p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 トマトミックスジュースに野菜ジュース等と表示する場合は、トマトが主原料である旨を、施行規則に定めるところにより明瞭に表示しなければならない。</p> <p>（不当表示の禁止）</p> <p>第5条 事業者は、トマト加工品の取引に関し、<u>食品表示基準第9条に定めるもののほか</u>、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条各号及び施行規則に定める定義に合致しない内容の製品について、それぞれそれらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について事実と相違するか、実際のものより優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 病気の予防等について効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠に基づかないで特級等の文言を使用することにより、当該商品の品質が他の商品よりも特に優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) <u>品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してある製品について、品評会等で受賞した旨を表示する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) トマト果汁飲料にあっては、<u>トマト果汁</u>の含有率</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 (略)</p> <p>（不当表示の禁止）</p> <p>第5条 事業者は、トマト加工品の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>受賞、推奨、推薦等の表示</u></p>

変更後	変更前
<p>(6) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて過大な<u>容器包装</u>を用いること</p> <p>(7) 他の事業者の製品を中傷し又は<u>誹謗</u>する表示</p> <p>(8) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) その他製品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(6) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて過大な<u>容器又は包装</u>を用いること。</p> <p>(7) 他の事業者の製品を中傷し又は<u>ひぼう</u>する表示</p> <p>(8)・(9) (略)</p>
<p>(全国トマト加工品業公正取引協議会)</p> <p>第6条 この規約の目的を達成するため、全国トマト加工品業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、事業者をもって構成する。</p> <p>3 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) その他この規約の施行に関すること。</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>(違反に対する調査)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第3条から第5条に違反する事実があると思料するときは、当該事業者から事情を聴取し、関係者に対し必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、<u>当該</u>調査に協力すべき旨を文書を<u>もって</u>警告し、これに従わないときは、3</p>	<p>(違反に対する調査)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、<u>その</u>調査に協力すべき旨を文書を<u>もって</u>警告し、これに従わないときは、3</p>

変更後	変更前
<p>万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>	<p>万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>
<p>(違反に対する措置)</p>	<p>(違反に対する措置)</p>
<p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条に違反する行為があると認めるときは、<u>その</u>違反行為を<u>行った</u>事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び<u>行つて</u>はならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。</p>	<p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条に違反する行為があると認めるときは、<u>当該</u>違反行為を<u>行った</u>事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び<u>行つて</u>はならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。</p>
<p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに<u>従つて</u>いないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに<u>従つて</u>いないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>
<p>3 公正取引協議会は、前条第3項、本条第1項若しくは第2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。</p>	<p>3 公正取引協議会は、前条第3項、本条第1項若しくは第2項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分したときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。</p>
<p>(違反に対する決定)</p>	<p>(違反に対する決定)</p>
<p>第9条 公正取引協議会は、第7条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書に<u>よつて</u>異議の申立てをすることができる。</p>	<p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書に<u>よつて</u>異議の申立てをすることができる。</p>
<p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てが<u>あつた</u>場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p>	<p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てが<u>あつた</u>場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p>
<p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てが<u>なかつた</u>場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p>	<p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てが<u>なかつた</u>場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p>
<p>(施行規則の制定)</p>	<p>(施行規則の制定)</p>
<p>第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する</p>	<p>第10条 (略)</p>

変更後	変更前
<p>事項について、施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に<u>公正取引委員会及び消費者庁長官</u>の承認を受けるものとする。</p>	<p>2 前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に<u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>の承認を受けるものとする。</p>

附 則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成 32 年 3 月 31 日までに製造され、加工され、又は輸入されるトマト加工品に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。